

議案第 31 号

三田市消費生活センター条例の制定について

三田市消費生活センター条例を次のとおり定める。

平成 28 年 2 月 19 日提出

三田市長 森 哲 男

三田市条例第 号

三田市消費生活センター条例

(設置)

第1条 消費者の利益の擁護及び増進を図り、もって市民の消費生活の安定及び向上に資するため、三田市消費生活センター（以下「消費生活センター」という。）を設置する。

(位置)

第2条 消費生活センターの位置は、三田市駅前町2番1号とする。

(業務)

第3条 消費生活センターは、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 消費者安全法（平成21年法律第50号。以下「法」という。）第8条第2項各号に掲げる事務に関する事。
- (2) 消費生活行政推進のための企画及び調査に関する事。
- (3) 消費者啓発及び消費者教育に関する事。
- (4) 消費者団体の育成及び消費者団体との連絡調整に関する事。
- (5) 計量法（平成4年法律第51号）第148条第3項による立入検査その他消費生活関連の検査に関する事。

(開所時間)

第4条 消費生活センターの開所時間は、午前10時から午後6時までとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

(休所日)

第5条 消費生活センターの休所日は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、休所日を変更し、又は臨時に休所日を設けることができる。

- (1) 毎月奇数週の土曜日
- (2) 日曜日
- (3) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (4) 12月29日から翌年1月3日まで

(消費生活センター長及び職員)

第6条 消費生活センターに、消費生活センターの事務を掌理する消費生活センター長及び消費生活センターの事務を行うために必要な職員を置く。

(消費生活相談員の配置)

第7条 消費生活センターに、法第10条の3第1項に規定する消費生活相談員資格試験に合格した者(不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律(平成26年法律第71号)附則第3条の規定により合格した者とみなされた者を含む。)を消費生活相談員として置く。

(研修機会の確保)

第8条 消費生活センターは、第3条第1号の業務に従事する職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保するものとする。

(情報の安全管理)

第9条 消費生活センターは、第3条第1号の業務の実施により得られた情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(入所の禁止等)

第10条 消費生活センター長は、消費生活センター内の秩序を乱し、若しくは乱すおそれがある者の入所を禁止し、又はその者に対し、退所を命じることができる。

(補則)

第11条 この条例に定めるもののほか、消費生活センターの管理及び運営について必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(三田市まちづくり協働センター条例の一部改正)

2 三田市まちづくり協働センター条例(平成17年三田市条例第15号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号から第8号までを1号ずつ繰り上げ、同条第2項中第6号を削り、第7号を第6号とし、第8号を第7号とし、第9号を第8号とする。

第3条の2の表第3号中「消費生活センター及び」を削る。

第3条の3の表中

「

(3) 消費生活センター	ア 毎月奇数週の土曜日 イ 日曜日 ウ 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日 エ 12月29日から翌年1月3日
(4) 前3号以外の施設	12月29日から翌年1月3日まで

を

」

「

(3) 前2号以外の施設	12月29日から翌年1月3日まで
--------------	------------------

に

」

改める。